

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

豊前市地域包括支援センター

1 基本的な考え方

豊前市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）では、利用者・家族及び職員の安全を確保するための措置を講じ体制を整備します。

2 感染症の予防及びまん延の防止のためのセンター内の組織に関する事項

感染症発症及びまん延防止等に取り組みに当たり以下の体制を取ります。

(1) 感染対策委員会の設置及び開催

① 設置の目的

センター内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討します。

② 感染対策委員会の構成委員

- ・ 管理者およびセンター所長
- ・ 感染対策の知識を有するもの

③ 感染対策委員会の開催

おおむね 6 か月に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催します。

④ 感染対策委員会の役割

- ア) 感染症予防体制の確立に関すること
- イ) 感染症防止対策に関する情報収集、整理、職員への周知
- ウ) 職員研修の企画、実施及び新任者に対する研修の実施
- エ) 感染症発生時の対応と報告

3 平常時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努めます。

4 発生時の対応

(1) センター内で感染症が発生した場合は、速やかに発生状況の把握、豊前市へ報告、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努めます。また、感染対策委員会はその内容及び対応について職員に周知します。

(2) 感染拡大の防止について、豊前市・保健所からの指示に従い、協議します。

(3) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をし、まん延しないよう努めるとともに、外部へ情報発信する場合やセンターとして公表する場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮します。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は利用者や家族等が自由に閲覧できるようにセンターに常設し、またホームページに公表します。

附則

本指針は、令和 6 年 3 月 22 日より施行する。